

## 千葉市開発事業における廃棄物処理に関する事前協議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（以下「条例」という。）第37条及び千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則（以下「規則」という。）第26条に規定する開発事業に関する事前協議について必要な事項を定めるものとする。

(協議の時期)

第2条 条例第37条に規定する協議を行う時期は、別表に掲げるとおりとする。

(廃棄物処理計画の作成及び協議)

第3条 開発事業者は、当該開発事業の完了後に発生する廃棄物の処理計画（以下「処理計画」という。）を作成し、市長と協議するものとする。

2 前項の処理計画は、市長の定める一般廃棄物処理計画に従って作成しなければならない。

3 処理計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 用途区分ごとの発生する廃棄物の種類及び量の予測

(2) 廃棄物の減量、再利用に係る対象物及び目標値

4 第1項に規定する協議は、廃棄物処理計画協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 開発事業の目的、規模、用途及び用途区分ごとの延べ面積並びに整備の内容を示す書類

(2) 使用又は供用開始前後の人口又は就業人口を示す書類

(3) 廃棄物処理に関する基本方針を示す書類

(4) その他市長が必要と認める書類

5 市長は、第1項に規定する協議において、市の行う一般廃棄物の処理に著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合、当該開発事業者に必要な指導又は助言を行うものとする。

(廃棄物処理施設計画の作成及び協議)

第4条 開発事業者の行う当該開発事業の完了後に発生する廃棄物の処理施設の計画（以下「施設計画」という。）は、前条の処理計画に基づき施設計画を作成する必要がある場合に作成し、市長と協議するものとする。

2 前項の規定により作成する施設計画には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 廃棄物（減量、再利用するものを含む。）処理施設の位置、規模及び構造

(2) 開発事業区域又は建築物内での廃棄物搬送方法の概要

(3) 再生、圧縮、破碎、脱水、焼却等の中間処理施設の概要

(4) その他廃棄物の減量、再利用及び適正処理に関する施設の概要

3 第1項に規定する協議は、廃棄物処理施設計画協議書（様式第2号）に必要な書類及び図面等を添付して行うものとする。

4 市長は、第1項に規定する協議において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可又は同法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可を要すると認める場合、当該開発事業者に必要な指導を行うものとする。

(計画の変更等)

第5条 第3条の処理計画又は第4条の施設計画を変更しようとするときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成5年9月27日より施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日より施行する。

別表

対象事業の種類	協議の時期
規則第26条第1号に規定する事業	都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告の前
規則第26条第2号に規定する事業	次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前 1 都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告 2 都市再開発法第7条の9第1項の規定に基づく認可の申請
規則第26条第3号に規定する事業	市長が必要と認める時期

## 廃棄物処理計画協議書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

担当者氏名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

千葉市開発事業における廃棄物処理に関する事前協議実施要綱第3条第1項の規定により廃棄物処理計画について次のとおり協議します。

事業の名称及び所在地	
用途別面積及び廃棄物の種類別発生量	
減量、再利用する対象物及びその目標値	

- (注) 1 用途別とは、建築物にあっては事務所・デパート・ホテル・住宅等を、建築物以外にあっては、道路・公園・緑地等の用途をいう。
- 2 発生量及び目標値の算出の基礎となった資料（年次計画等）を添付すること。
- 3 廃棄物の種類別（発生量を記載すること。）の発生から処理処分までのフロー図を処理処分の態様別に作成し、添付すること。

(様式第2号)

## 廃棄物処理施設計画協議書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

担当者氏名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

千葉市開発事業における廃棄物処理に関する事前協議実施要綱第4条第1項の規定により廃棄物処理施設計画について、次のとおり協議します。

事業の名称及び所在地	
廃棄物（減量、再利用するものを含む。）処理施設の位置、規模、構造	
廃棄物搬送方法の概要	
中間処理施設の概要	
その他の施設の概要	

(注) 廃棄物処理施設等の概要を示す図面及び当該処理施設の維持管理に関する方針を示す書類を添付すること。